監査公表

●監査委員事務局（内線345）

令和５年度に実施した監査の結果を公表します。

大村市監査委員

髙木邦彦

小林史政

定期監査

【実施期間】
令和5年9月4日～令和6年2月21日

【対象】
福祉保健部・こども未来部・都市整備部・会計課・教育委員会事務局（大村小学校・三城小学校・玖島中学校）・農業委員会事務局・選挙管理委員会事務局・議会事務局

【主な監査内容】
大村市監査基準に準拠し、関係書類の審査を行い、必要に応じて職員からの説明聴取を実施した。

【指摘事項（▼は措置内容）】

支出事務
大村市日中一時支援事業利用決定においては、世帯の住民税課税状況により月額負担上限額を決定しているが、世帯員の課税状況が確認されていないものがあった。
▼該当2世帯の実際の課税状況、利用状況および実績額を確認した結果、課税区分の変更の必要がないことを確認した。今後は、必要書類の確認を徹底し、月額負担上限額の正しい判定を行う。

その他の事務
旧総合福祉センター駐車場を使用させ、行政財産使用料を徴収しているが、行政財産使用許可の手続きを行っていないものがあった。
▼今後は、法および関係規定を遵守し、適切に処理を行う。

【監査の結果】
おおむね法令に適合し、組織および運営の合理化に努めていると認められるが、一部不適正な事務処理・改善を要する事項が見受けられた。各部局は引き続き、根拠法令などの遵守および各種業務に係る手引・ガイドラインなどを活用した適正な事務の遂行とさらなる合理化・効率化に努められたい。
指摘事項に至らないものの中に、契約事務については、見積書に日付のないものや予定価格調書の作成が適正でないものが散見された。また、支出事務については、旅行命令書・支出負担行為決議書において、事後に起案しているものや記載内容が誤っているものが見受けられた。書類などを十分に確認の上、適正な事務の執行に務められたい。

財政援助団体等監査

【実施期間】令和5年11月20日～令和6年2月21日

【対象】
団体名　社会福祉法人大村市社会福祉協議会
公の施設　大村市総合福祉センター・大村市高齢者活動支援施設（伊勢町ふれあい館・中地区ふれあい館）・大村市療育支援センター
【所管課】福祉総務課・長寿介護課・障がい福祉課

【主な監査内容】
市の補助金および公の施設の管理業務に関する出納その他の事務の執行が適正に行われているかについて書類審査を行い、職員からの説明聴取を実施した。

【監査の結果】
市の補助金および公の施設の管理業務に関する出納その他の事務は、おおむね適正に執行されているものと認められた。なお、監査の際に見られた事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭で指導を行った。

※紙面の都合により内容を要約しています。詳しくは市ホームページをご確認ください。

▲定期監査

▲財政援助団体等監査